

11月ニュース

(1) 税制情報

【国外居住者親族に係る扶養控除等の適用について】

平成 27 年に所得税法等が一部改正され、国外居住親族に係る扶養控除等の適用について変更がありますのでご紹介致します。

1. 改正の概要

平成 27 年度の税制改正により、所得税法等の一部が改正され、給与等又は公的年金等の源泉徴収及び給与等の年末調整において、非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除（以下「扶養控除等」といいます。）の適用を受ける居住者は、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）を源泉徴収義務者に提出し、又は提示しなければならないこととされました。

この改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等及び公的年金等について適用されます。

(注) 確定申告において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合にも、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならないこととされました。ただし、給与等若しくは公的年金等の源泉徴収又は給与等の年末調整の際に源泉徴収義務者に提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示を要しないこととされています。

2. 親族関係書類とは

「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいいます。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体（以下「外国政府等」といいます。）が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）

※注意事項

- 1 親族関係書類は、国外居住親族の旅券の写しを除き、原本の提出又は提示が必要です。
- 2 ②の外国政府等が発行した書類は、例えば、次のような書類が該当します。
 - ・戸籍謄本 ・出生証明書 ・婚姻証明書

3. 送金関係書類とは

「送金関係書類」とは、次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領した、又は受領することとなることを明らかにする書類

※注意事項

- 1 送金関係書類については、原本に限らずその写しも送金関係書類として取り扱うことができます。
- 2 送金関係書類には、具体的には次のような書類が該当します。

- ① 外国送金依頼書の控え

※ その年において送金をした外国送金依頼書の控えである必要があります。

- ② クレジットカードの利用明細書

※1 クレジットカードの利用明細書とは、居住者（本人）がクレジットカード発行会社と契約を締結し、国外居住親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金を居住者が支払うこととしているもの（いわゆる家族カード）に係る利用明細書をいいます。

この場合、その利用明細書は家族カードの名義人となっている国外居住親族の送金関係書類として取り扱います。

- 2 クレジットカードの利用明細書は、クレジットカードの利用日の年分の送金関係書類となります（クレジットカードの利用代金の支払（引落し）日の年分の送金関係書類とはなりません。）。

- 3 国外居住親族が複数いる場合には、送金関係書類は扶養控除等を適用する国外居住親族の各人ごとに必要となります。

例えば、国外に居住する配偶者と子がいる場合で、配偶者に対してまとめて送金している場合には、その送金に係る送金関係書類は、配偶者（送金の相手方）のみに対する送金関係書類として取り扱い、子の送金関係書類として取り扱うことはできません。

4. 親族関係書類及び送金関係書類の提出（提示）の時期

- ・ 国外居住親族に係る「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する者は、その申告書を給与等の支払者に提出する際に「親族関係書類」を併せて提出又は提示し、年末調整を行う際に給与等の支払者に「送金関係書類」を提出又は提示する必要があります。

(注) 年の中で控除対象扶養親族等が出国したことにより、国外居住親族となった場合には、「給与所得者の扶養控除等異動申告書」と併せて「親族関係書類」を提出又は提示する必要があります。

- ・ 国外居住親族に係る「従たる給与についての扶養控除等申告書」又は「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出する者は、これらの申告書を給与等又は公的年金等の支払者に提出する際に「親族関係書類」を併せて提出又は提示する必要があります。

(注) 「送金関係書類」を上記の支払者に提出（提示）する必要はありませんが、確定申告を行う際には、確定申告書に添付するか、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

- ・ 年末調整の際に、非居住者である配偶者に係る「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を提出する者は、この申告書を給与等の支払者に提出する際に「親族関係書類」と「送金関係書類」を併せて提出又は提示する必要があります。

(2) 11月の主な税務

11月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

| | |
|--------|---|
| 11月10日 | 10月分源泉所得税の納付 (但し源泉所得税の納期の特例を受けている場合は、 1月と7月の年2回納付となるため、今回の納付はありません。) |
| 11月10日 | 10月分住民税の特別徴収税額の納付 (但し住民税の納期の特例を受けている場合は 6月と12月の年2回納付となるため、今回の納付はありません。) |
| 11月30日 | 9月決算法人の法人税の確定申告 |
| 11月30日 | 9月決算法人の消費税の確定申告 |
| 11月30日 | 9月、12月、3月、6月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告 |
| 11月30日 | 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告 |
| 11月30日 | 3月決算法人の法人税の予定申告 |
| 11月30日 | 消費税の年税額が48万円超の3月決算法人の6月ごとの中間申告 |
| 11月30日 | 消費税の年税額が400万円超の12月、3月、6月決算法人の3月ごとの中間申告 |
| 11月30日 | 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告 |

(3) スタッフの一言

11月になり、空気が乾燥し寒い日が続いております。

風邪をひきやすい時期になってきましたが、年末にかけ年末調整など忙しくなっていくためしっかり体調管理をして乗り越えていきたいと思っております。

担当 武藤